

# 静岡県立静岡がんセンターにおける臨床研究の実施に関する規程

本規程は、静岡県立静岡がんセンター（以下「当センター」）で行われる臨床研究及び当センターの職員が行う臨床研究が、ヘルシンキ宣言の趣旨を尊重し、適正に実施されることを目的として作成された。本規程における臨床研究とは、人間を直接対象とした先進的医療行為及び医学研究である。

本規程で対象とする臨床研究のうち、ヒトゲノム・遺伝子解析研究については、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（参考資料）を、遺伝子治療・臨床研究については、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（参考資料）を、治験薬及び市販後臨床試験薬を用いた研究（治験）については「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令の施行について」及び「医薬品の臨床試験の実施の基準の運用について」（以下 GCP）を、疫学研究については「疫学研究に関する倫理指針」（参考資料）を、それぞれ遵守し実施しなくてはならない。

## 1 研究に関与する者の基本的な責務

- 1) 研究に関与する者は、被験者の人権保護と安全について適切な配慮をしなければならない。特に小児、精神に障害のある者及び妊婦等が被験者となる場合は、特別な配慮をしなければならない。
- 2) 研究を行う者は、被験者又は代諾者等へ、研究の目的、方法、予想される効果及び結果並びに被験者への利益及び不利益について十分な説明を行い、その自由意思による同意（インフォームド・コンセント）を受けて実施することを基本としなければならない。
  - ① 研究を行う者は、同意の取得に際し、被験者に質問をする機会を与え、かつ、当該質問に十分に答えなければならない。
  - ② 被験者は、自らが与えたインフォームド・コンセントについて、いつでも不利益を受けることなく撤回することができる。
- 3) 研究に関与する者は、個人情報等を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様である。
  - ① 研究に関与する者は、個人情報の保護を図るとともに、その取扱いに関する苦情等に誠実に対応しなければならない。
  - ② 研究に関与する者は、個人情報の予期せぬ漏洩等の被験者の人権保障の観点から重大な懸念が生じた場合には、関連法規及び指針に従い、通知等の義務を果たさなければならない。
- 4) 研究に関与する者は、研究を行う場合、倫理審査委員会の承認を得て、総長により許可された研究計画に従い実施しなければならない。

## 2 臨床研究の実施

### 2.1. 研究の申請

- 1) 研究を行う者は、その実施に当たって「研究責任者の業務手順書」に従い、総長に申請を行わなければならない。
- 2) 総長は、申請された研究について倫理審査委員会の意見を求めるものとする。
- 3) 総長は、総長又は倫理審査委員会委員長が必要と認める場合、審査申請がされていない医療行為及び研究についても審議対象とする。
- 4) 静岡がんセンタークリニカルプラクティス委員会の審査対象である医療行為は、クリニカルプ

ラクティス委員会にて審議を行う。

- 5) 倫理審査委員会委員長は、審査終了後、総長に意見を具申する。

## 2.2. 研究実施の決定

- 1) 総長は、倫理審査委員会の意見に基づき、研究の実施を決定する。
- 2) 総長は、倫理審査委員会が不承認の意見を提出した研究については、その実施を許可してはならない。

## 2.3 契約の条件（受託研究の場合）

がんセンター事業管理者は、2.2 1)において、承認を得た受託研究において、委託者と研究の委託に関する契約を締結するときは、次に掲げる条件を付さなければならない。

- 1) 受託研究に要する経費のうち、受託研究の適正な実施に必要な事務的経費等（以下「研究費」という。）については、当該研究の開始前に納付すること。また、治験に係る特定医療費の支給対象外経費（以下「支給対象外経費」という。）については、研究費とは別に原則として診療月の翌月毎にその全額を納入通知書をもって委託者に請求すること。また、納付された経費は返還しないこと。
- 2) 研究費により取得した物品等については、当該研究終了後返還しないこと。
- 3) 受託研究に随伴して生じた特許権、実用新案権及び意匠権（以下「特許権等」という。）は、委託者と協議の上、取り扱うものとする。
- 4) やむを得ない事由により受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても当センターはその責を負わないこと。
- 5) GCP 省令第 37 条（モニタリング等への協力）に関する事項について、契約に含まれていない場合は、別途契約を行うこととする。

## 2.4. 研究の実施

- 1) 研究を行う者は、承認された研究計画を遵守し、研究を実施しなければならない。
- 2) 総長は、審査の必要があって申請のない臨床研究については、中止させなければならない。
- 3) 総長は、承認した研究の継続又は変更の適否について、倫理審査委員会の意見を求め、その意見に基づいてその適否を決定する。
- 4) 研究を行う者は、研究の実施状況を、各関連法規、指針及び研究計画に従い、総長に報告しなければならない。
- 5) 研究を行う者は、重篤な有害事象が発生した場合、総長に報告し、研究の継続等について総長に指示を受けなければならない。
- 6) 研究を行う者は、被験者の緊急の危険を回避するためなど医療上のやむを得ない理由により研究計画に従わなかった場合は、総長に報告しなければならない。

## 2.5. 研究結果の報告等

- 2) 承認された研究については、終了後速やかに、研究成果を総長に報告しなければならない。

## 3 モニタリング・監査

- 1) 総長は、モニタリング及び監査等の実施が各関連法規、指針及び研究計画により規定されている場合は、モニタリング及び監査等を受け入れなければならない。
- 2) 総長は、外部からの監査等が行われた場合、必要に応じその結果を報告する文書を、倫理審査委

員会及び個人情報管理者に提供しなければならない。

#### 4 管理

- 1) 総長は、臨床研究に使用する未承認薬及び未承認医療機器等を適切に管理するため、管理責任者を置かなければならない。治験薬に関しては「治験薬管理者の業務手順書」に従う。
- 2) 総長は、臨床研究における保存すべき文書等（GCP で規定される必須文書等）について、記録ごとに保存責任者を定める（参照：各手順書）。

#### 5 倫理審査委員会の設置（参照：倫理審査委員会業務手順書）

- 1) 総長は、臨床研究における研究目的、研究計画の医学的妥当性、科学的妥当性、法的妥当性、倫理性及び実施可能性を審査するため、倫理審査委員会を設置する。
- 2) 総長は、独立の立場で公正かつ中立的な審査を行うため、内部委員と外部委員から適切に委員会を構成する。
- 3) 倫理審査委員会委員長は、原則として毎月倫理審査委員会を召集し、臨床研究の実施及び継続の適否等について審査し、総長に文書により意見を述べなければならない。
- 4) 倫理審査委員会委員長は、迅速審査により審議を行うことができる。
- 5) 倫理審査委員会は、審議記録等を備え、臨床研究事務局がこれを保管する。
- 6) 倫理審査委員会の委員は、職務上知りえた情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も、同様である。

#### 6 臨床研究事務局の設置（参照：臨床研究事務局の業務手順書）

- 1) 総長は、当センターで実施される研究の依頼受付業務、倫理審査委員会への審査依頼業務及び受託研究に関する契約業務等を行うため、臨床研究事務局を設置する。

#### 7 臨床研究管理室の設置（参照：臨床研究管理室の業務手順書）

- 1) 総長は、当センターで実施される研究の管理と支援を行うため、臨床研究管理室を設置する。

#### 8 個人情報管理者の設置

- 1) 総長は、必要な研究の実施に際しては、個人情報の保護を図るため、個人情報管理者を置かなければならない。
- 2) 前項の場合、個人情報管理者は、「個人情報管理室の業務手順書」に従い業務を行う。

#### 9 カウンセリング

- 1) 総長は、必要に応じ、医療行為及び研究をめぐる不安又は悩みにこたえるために、カウンセリング体制の整備を図るとともに、適切な施設の紹介等を行わなければならない。

#### 10 見直し

この規程は必要に応じて、当センターで検討を加えたうえで、見直しを行うものとする。

附則 この規程は、平成 15 年 3 月 14 日より施行する。

附則 この規程は、平成 15 年 5 月 8 日に一部改正する。